

長野県木造住宅耐震診断士 養成講習会のご案内

長野県 建設部 建築住宅課

長野県木造住宅耐震診断士の養成講習会を以下のとおり実施します。新規に木造住宅耐震診断士の登録を希望される方のほか、診断方法を習得したい方も受講できます。

開催日時及び会場

| 開催日 | 時間 | 会場 | 予定人数 |
|-------------|-------------|-----------|------|
| 令和元年9月2日(月) | 14:00~16:00 | 松本合同庁舎 講堂 | 120名 |

受講対象者

県内に在住又は在勤する建築士法第2条第1項に規定する一級、二級及び木造建築士

講習内容

- (1) 住宅・建築物耐震改修総合支援事業について
- (2) 長野県木造住宅耐震診断士制度について
- (3) 耐震診断・補強方法について
- (4) その他

申込期間及び申し込み方法

- (1) 申込期限 原則開催日の7日前まで 受付時間 8:30~17:15
- (2) 申し込み方法 最寄りの建設事務所(整備・)建築課まで「受講申込書(別添様式)」を記載のうえ、FAXによりお申込みください。

受講料 無料(テキスト共)

持参するもの

- (1) 講習会終了後、長野県木造住宅耐震診断士認定申請書を受け付けますので、①印鑑、②建築士免許証の写し、③写真2枚(6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cm、無帽、正面のカラー写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を持参してください。
- (2) 筆記用具、電卓(携帯電話の機能でも可)

その他

- (1) 予定人数になり次第締め切らせていただきます。
- (2) 当日は、受講申込者に事前の受講票等の発行はありませんので、受講当日に会場に備え付けの受付簿でお名前の確認をお願いします。
- (3) 『住宅・建築物耐震改修総合支援事業』による診断業務を行う場合は、県に診断士として登録後、指定の協議会（（公社）長野県建築士会・（一社）長野県建築士事務所協会・長野県建築物防災協会で構成）に加入する必要があります。
- (4) 本講習会は（公社）長野県建築士会の CPD 認定プログラムに登録されています。（2単位）
- (5) 会場は駐車場が少ないため、来場の際は公共交通機関をご利用願います。**
- (6) 庁舎内は禁煙です。

※ ご不明な点は、下記の長野県建設部建築住宅課指導審査係又は建設事務所担当課申込み先窓口までお問い合わせください。

問い合わせ窓口一覧

| 申 込 先 | 電話番号 | F A X |
|----------------|--------------|--------------|
| 佐久建設事務所 建築課 | 0267-63-3160 | 0267-63-3187 |
| 上田建設事務所 建築課 | 0268-25-7142 | 0268-28-5566 |
| 諏訪建設事務所 建築課 | 0266-57-2923 | 0266-57-2954 |
| 伊弉建設事務所 建築課 | 0265-76-6830 | 0265-76-6876 |
| 飯田建設事務所 建築課 | 0265-53-0433 | 0265-53-0484 |
| 木曾建設事務所 整備・建築課 | 0264-25-2229 | 0264-23-3256 |
| 松本建設事務所 建築課 | 0263-40-1935 | 0263-47-4940 |
| 大町建設事務所 整備・建築課 | 0261-23-6524 | 0261-23-6532 |
| 長野建設事務所 建築課 | 026-234-9530 | 026-234-9567 |
| 北信建設事務所 建築課 | 0269-23-0220 | 0269-28-0770 |
| 県庁建築住宅課 指導審査係 | 026-235-7335 | 026-235-7479 |

| | |
|-------|--|
| ※受付番号 | |
|-------|--|

長野県木造住宅耐震診断士養成講習会

受講申込書

わたくしは、住宅・建築物耐震改修総合支援事業に協力したいので、下記のとおり、長野県木造住宅耐震診断士養成講習会の受講を申し込みます。

1 受講者情報

| | | | |
|------------|-----|----------------|---------|
| ふりがな 氏名 | | 大正 昭和 平成 | 年 月 日生 |
| 居住地 | 〒 | TEL | () |
| 勤務先 | 名称 | | |
| | 所在地 | 〒 | TEL () |

2 判定士資格要件（該当するものに○印を記載してください。）

- (1) 一級建築士 (2) 二級建築士 (3) 木造建築士

※建築士法第2条第1項に規定する建築士

3 受講区分（該当するものに○印を記載してください。）

- (1) 新規（未登録者） (2) 聴講（既登録者）